

介護予防・日常生活支援総合事業費 の請求における注意点

越前市 長寿福祉課

★間違いやすい給付管理

H29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まりましたが、
現在要支援1、2の利用者は要介護認定が原則1年間なので、順次更新認定後から総合事業のサービスを利用することになります。

H29年4月以降に新しく要支援1、2、総合事業対象者になられた通所介護・訪問介護の利用者は、その時から総合事業のサービスを利用することになります。
 ※H29年4月から支援や事業対象者の方全てが総合事業のコードを使用するわけではありませんので注意してください。

総合事業

事 例	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3
現在要支援1、2で要介護認定が平成30年2月末までの場合	予防給付費サービスコードを利用(61.65)											
現在、要支援者で認定期間が平成29年9月末の場合、更新認定で要支援1、2、サービス事業対象者になり、10月以降も総合事業の通所型サービス、訪問型サービスを利用する場合	予防給付費サービスコードを利用(61.65)							介護予防・日常生活支援 総合事業費サービスコードを利用 (A1・A2・A3・A5・A6・A7)				
平成29年4月以降、要支援1、2、総合事業対象者になられた方で、総合事業の通所型サービス、訪問型サービスを利用の場合	介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコードを利用 (A1・A2・A3・A5・A6・A7)											

★総合事業におけるサービスの類型について

	予防給付相当サービス	多様なサービス			
サービス種類	・訪問型予防給付相当サービス ・通所型予防給付相当サービス (みなし・相当)	・訪問型基準緩和サービス ・通所型基準緩和サービス (A型)	・訪問型住民主体サービス ・通所型住民主体サービス (B型)	・訪問型短期集中予防サービス ・通所型短期集中予防サービス (C型)	・訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	・訪問介護員による身体介護・生活援助 ・通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	・生活援助等 ・ミニサービス 運動・レクリエーション等	・住民主体の自主活動として行う生活援助等 ・体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	・保健師等による居宅での相談指導等 ・生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	・移送前後の生活支援
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助/助成	委託/事業所指定	訪問型サービスBに準じる
基準	予防給付の基準	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護(通所介護)事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

国保連へ請求

※介護予防・生活支援サービス事業の実施方法

実施方法	概要
直接実施	市町村の職員が直接要支援者等にサービスを実施 (例: 保健師が行う短期集中予防サービス)
委託	NPO・民間事業者等に、要支援者等への支援等を委託 (例: NPOが行う生活援助)
事業者指定	市町村長指定の事業所がサービス提供した場合、その費用を支給(現行の仕組み)
補助・助成	NPOやボランティア等に、要支援者等へのサービス提供を条件として、立上げ経費や活動経費を補助(助成)

★総合事業におけるサービスコードについて（越前市）

（１）訪問型サービスの場合

No.	コード	種類	内容
1	A1	訪問型予防 給付相当 サービス （みなし事 業所）	総合事業のみなし指定（H27.3.31までに予防給付の県指定）を受けた事業所が請求するコード
2	A2	訪問型予防 給付相当 サービス （相当事業 所）	越前市が指定した事業所が請求するコード （越前市では1事業所のみ）
3	A3	訪問型基準 緩和サービ ス	越前市が指定した事業所が請求するコード
4	A4	なし	なし

(2) 通所型サービスの場合

No.	コード	種類	内容
1	A5	通所型予防 給付相当 サービス (みなし事 業所)	総合事業のみなし指定 (H27.3.31までに予防給付 の県指定) を受けた事業所が請求するコード
2	A6	通所型予防 給付相当 サービス (相当事業 所)	越前市が指定した事業所が請求するコード (越前市では1事業所のみ)
3	A7	通所型基準 緩和サービ ス、通所型 短期集中予 防サービス	越前市が指定した事業所が請求するコード (1001~1102 : 基準緩和、 1501.1502 : 短期集中)
4	A8	なし	なし

- ① 現行相当サービスの項目コードは、以下のとおり事業所により異なりますので、請求に気を付けてください。

	訪問介護	通所介護
みなし指定事業所（平成27年3月31日までに予防給付の指定された事業所）	A1	A5
新規指定事業所（平成27年4月1日以降に予防給付の指定された事業所）	A2	A6

- ② 越前市のサービスコード（A2・A3・A6・A7）は、越前市ホームページからダウンロードできますので、ダウンロードして各自取り込み等、対応をお願いします。
- ★4月28日（金）新・処遇改善加算に対応したコードに変更しますので、再取り込みの対応をお願いいたします。
- 越前市ホームページより、「総合事業」で検索
「介護予防・日常生活支援総合事業（事業者向け）」
www.city.echizen.lg.jp/office/050/060/sinnsougoujigyou.html

③ 事業所番号について

事業所番号は、みなし指定・市指定のいずれの場合でも予防給付の時の事業所番号で請求ができます。

★基本報酬の考え方について

予防給付相当サービス(A1・A2・A5・A6コード)の優先順位

- ① 「1回単価」・「月単価」の設定があるが、
基本的に「月単価」で算定する。
- ② ただし、**1回あたりの単価**設定による報酬を用いることもある。

【1回あたりの単価を用いる場合】

- 1：月途中の退院および入院による利用開始および利用中止
- 2：上記理由以外の、月途中の利用開始および利用中止
例) サービスA等から予防給付相当サービスに変更になった場合
(又はその逆)

★入退院を伴わない体調不良や利用者都合による欠席の場合は
「月単価」で算定

★基本報酬の考え方について(続き)

- ③ ①・②に該当しない場合、**日割り計算**を用いる

【日割り計算を用いる場合】

- 1 : 区分変更 (支援1→事業対象者 等)
- 2 : 月途中の転出入による利用者との契約開始または終了 など

★介護予防ケアマネジメント費について

区分		単価(月)	サービス利用 パターン例
事業対象者	介護予防ケアマネジメント費(プランA)	430単位	※事業のみ
	介護予防ケアマネジメント費(プランB)	209単位	訪問型A2
	介護予防ケアマネジメント費(プランC)	140単位	一般介護予防事業・ つどい・訪問型B
要支援1 ・ 要支援2	介護予防支援費	430単位	予防給付のみ
			予防給付と※事業
	介護予防ケアマネジメント費(プランA)	430単位	※事業のみ
	介護予防ケアマネジメント費(プランB)	209単位	訪問型A2
	介護予防ケアマネジメント費(プランC)	140単位	一般介護予防事業・ つどい・訪問型B

※事業: 訪問型予防給付相当サービス、通所型予防給付相当サービス 訪問型基準緩和サービスA1型、
通所型基準緩和サービスA型、通所型短期集中予防サービスC型(指定事業者によるもの)

★介護予防ケアマネジメント費の請求に関する注意点

・要支援の認定を受け、認定有効期間の開始日が平成29年4月1日以前の場合で、通所介護と訪問介護を平成29年4月1日以降に利用開始した場合は予防給付のサービスの利用になります。

・要支援の認定を受けていても、認定有効期間の開始日が、平成29年4月1日以降の場合、通所介護と訪問介護は総合事業のサービスの利用になります。

・要支援の認定を受けていても、総合事業のサービス利用のみの場合には、ケアマネジメント費の請求は総合事業の介護予防ケアマネジメント費での請求になります。